

# 第1章 SNA推計の体系

## 1. 年次推計の体系

### (1) 推計の流れ

わが国における『国民経済計算 (System of National Accounts, 以下 SNA)』は、『国民経済計算年報』に整理されて広く利用されている。その基本的な流れは図 1-1 に示すとおりであり、以下の説明は同図に基づいている。

#### a. 財貨・サービスのフロー

##### (a) 財貨・サービスの供給及び需要

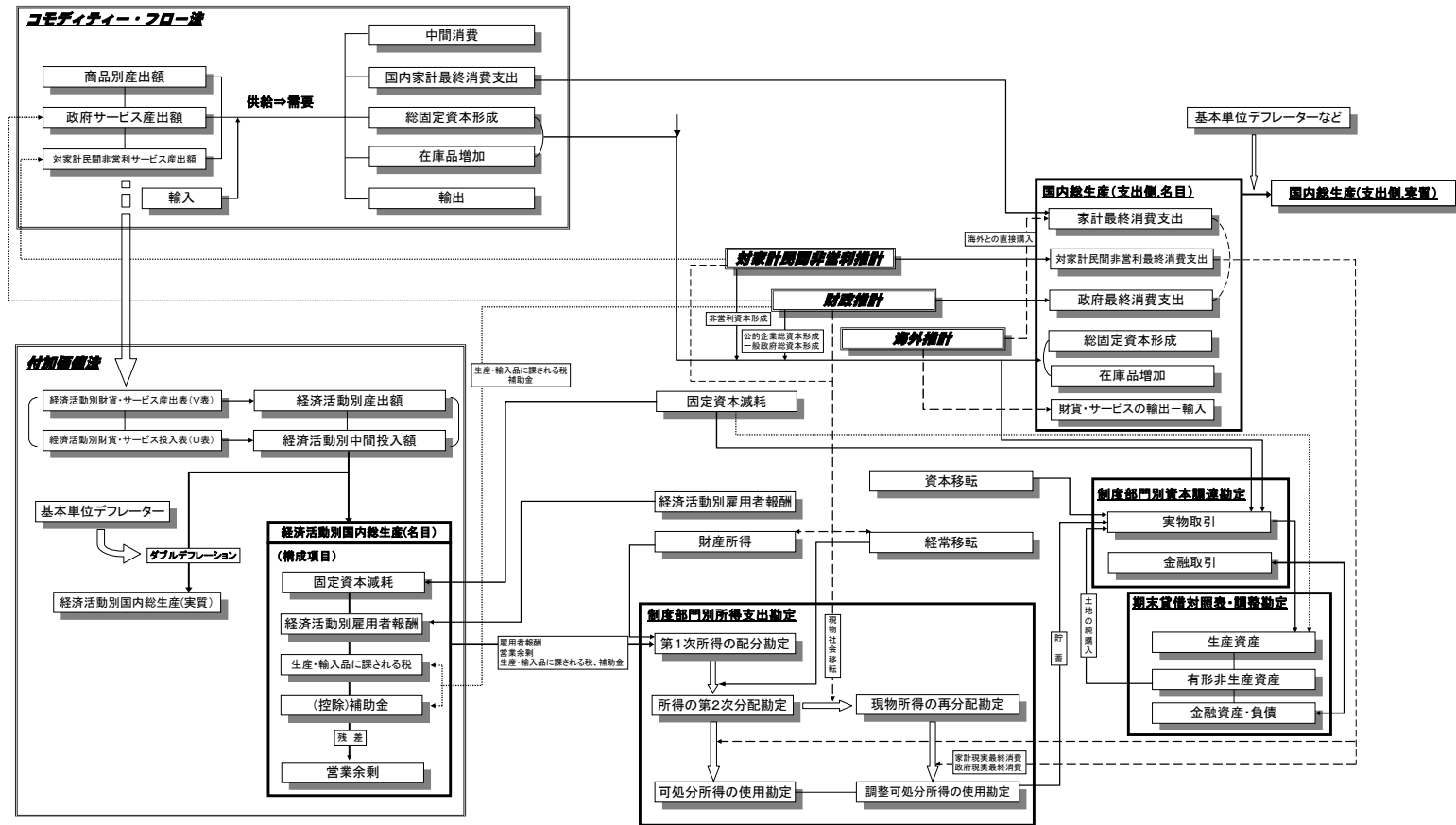
コモディティ・フロー法 (以下コモ法と略称) を利用して推計する項目は、コモ 8 桁品目毎に求められる産出額、輸入、運輸・商業マージンであり、その合計として総供給額<sup>1</sup>が導かれる。次に同額を『産業連関表』を基に求めた配分比率により経済活動別分類<sup>2</sup>の産業の中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、輸出を需要項目に配分する。

このコモ 8 桁ベースの品目は産業によって生産される商品に限られており、政府サービス生産者によるサービスの産出と需要先別配分 (中間消費、家計最終消費支出、政府最終消費支出)、および対家計民間非営利サービス生産者によるサービスの産出と需要先別配分 (中間消費、家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出) については各々財政推計、対家計民間非営利推計によって推計する。財貨・サービスの供給及び需要は『国民経済計算年報』において付表 1 として表章されている。コモ法は、第 2 章で説明する。

<sup>1</sup> ここで説明する「総供給額」は、2 章で説明する「国内総供給額」とは別の用語である。輸出は「総供給額」に含まれるが、国内には供給されないことから、同義とはならないことに注意せよ。

<sup>2</sup> 経済活動別分類は、財貨・サービスの生産および使用 (消費支出、資本形成) についての意思決定を行う主体の分類であり、その取引主体は①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者、④最終消費者としての家計からなる。①の産業は、市場での利益の追求を目的として生産活動を行う主体であるが公的企業も含まれる。

図1-1 SNA推計のフロー図



(b) 国内総生産（支出側）<sup>3</sup>

以上の推計によって得られた家計最終消費支出<sup>4</sup>、対家計民間非営利団体最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、輸出・輸入の合計が国内総生産（支出側）になるが、輸出・輸入に関しては『国際収支統計』（財務省・日本銀行）を組替える海外推計により別途推計する。

なお、国内総生産（支出側）は『国民経済計算年報』の統合勘定1や主要系列表1として公表される。国内総生産（支出側）の推計の流れは主として第4章、第5章、第6章などで取り上げる。

## (c) 国内総生産（生産側）・国内総生産（分配側）

産出額は、付加価値法に基づく推計により、コモ8桁ベースの品目の産出額をコントロール・トータルとする経済活動別財貨・サービス産出表（V表）において83経済活動分類毎に推計される。この経済活動別財貨・サービス産出表（V表）は、産出された財・サービスは、企業・政府などの中間投入部分を除いて市場に供給されることを示している。また、中間投入額は経済活動別財貨・サービス投入表（U表）から推計される。このようにして、産出額から中間投入額を差引くことにより経済活動別の付加価値を推計し、その合計額として国内総生産（生産側）を求める推計方法は付加価値法と呼ばれている。

付加価値の構成項目（雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、補助金、営業余剰・混合所得）は経済活動別に推計される。付加価値法推計の対象とする範囲はコモ法同様、産業に限られており、政府サービス生産者および対家計民間非営利サービス生産者の産出額、中間投入額、付加価値額およびその構成項目は各々財政推計、対家計民間非営利推計によって推計される。

産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の付加価値を合計すると国内総生産（生産側）<sup>5</sup>になる。

『国民経済計算年報』ではV表は付表4、U表は付表5、付加価値法で積み上げた構成額は統合勘定1、国内総生産（生産側）は主要系列表3及び付表2として表章されている。この一連の推計の流れは、第3章で取り上げる。

<sup>3</sup> 平成18年度国民経済計算年報より、「国内総支出」は「国内総生産（支出側）」、生産面から捉えた「国内総生産」は「国内総生産（生産側）」と用語を変更することとした。

<sup>4</sup> コモ法で推計されるのは、医療保険の給付分等の現物社会給付を含めた国内の家計最終消費支出であるため、まず現物社会給付を控除し、海外推計により求められる海外との直接購入を加え、家計最終消費支出を推計する必要がある。ただし海外との直接購入は財貨・サービスの輸出・輸入にも含まれているためGDP（支出側）には影響を与えない。

<sup>5</sup> 実際は、合計から輸入品に課される税・関税を加え、総資本形成に関わる消費税、帰属利子を控除したものが国内総生産（生産側）である。また、付加価値法により求められるGDP（生産側）とコモ法により求められるGDP（支出側）には統計上の不突合が存在する。この不突合は以下の定義とする。

不突合＝国内総生産（支出側）－国内総生産（生産側）

## 第1章 SNA 推計の体系

### b. 所得のフロー

制度部門別所得支出勘定により、発生した所得の分配から使用までを5つの制度部門別（非金融法人、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体）に記録している。経済活動別に推計された雇用者報酬、営業余剰、生産・輸入品に課される税、補助金を5つの制度部門に対応させるとともに、財産所得、経常移転の受払および海外推計により推計される海外との雇用者報酬、財産所得、経常移転の受払を加えて所得支出勘定を以下のとおりに分割して作成する。

「第1次所得の配分勘定」では、各制度部門に該当する雇用者報酬、営業余剰、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金に財産所得の受払を加えることにより制度部門別の第1次所得バランスを推計する。

「所得の第2次分配勘定」では、第1次所得バランスに税、社会負担・社会給付、その他の経常移転の受払を加えて可処分所得を推計する。

「現物所得の再分配勘定」<sup>6</sup>では、可処分所得に現物社会移転の受払を加えて調整可処分所得を推計する。

「所得の使用勘定」<sup>7</sup>は更に「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」に分割される。前者では、可処分所得から最終消費支出を差引くことにより制度部門別の貯蓄が推計される。一方、後者では、調整可処分所得から現実最終消費を差引くことにより貯蓄を推計する。両者の使用勘定から導出される貯蓄は同額である。

これら所得支出勘定の推計方法は、『国民経済計算年報』において制度部門別所得支出勘定に記録されており、その推計方法は第8章で取り上げる。

### c. 蓄積と資本調達のフロー

総固定資本形成はコモ法によって推計される。一方、在庫品増加は人的推計法によって制度部門別の推計が行われる。経済活動別の付加価値構成項目の推計時に推計された制度部門別の固定資本減耗を総固定資本形成から控除し、在庫品増加、別途推計される土地の購入（純）から成る「資産の変動」から資本移転の受払、所得支出勘定の貯蓄を差し引いてバランス項目である純貸出（+）／純借入（-）を推計し、制度部門別資本調達勘定の「実物取引」を作成する。

「金融取引」は、各制度部門の資産・負債種類別金融ストックの推計から導き出される制度部門別の資産・負債種類別金融フローから作成。バランス項目は純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）である。『国民経済計算年報』では、統合勘定3. 資本調達勘定及び制度部門別資本調達勘定で表章されている。資本調達勘定の推計方法は第9章で取り上げる。

<sup>6</sup> 「現物所得の再分配勘定」、「調整可処分所得の使用勘定」は現物社会移転取引のある「家計」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」の各制度部門で記録される。

<sup>7</sup> 「金融機関」、「家計」の制度部門においては「所得の使用勘定」に年金基金年金準備金の変動の受払が記録される。

## d. ストック

ストックの推計は期末貸借対照表勘定及び調整勘定から構成されている。資産側には非金融資産と金融資産が記録され、負債側には金融活動に伴う負債が記録される。

各制度部門別に各種資産・負債を示す前年の期末貸借対照表勘定に期中の資本取引および価格評価等の調整を加え最終的に期末貸借対照表を作成する。期末資産と期末負債の差額である正味資産がバランス項目である。

調整勘定は「その他の資産量変動勘定」、「再評価勘定」、「その他」に分割され「再評価勘定」はさらに「中立保有利得、損失勘定」および「実質保有利得、損失勘定」に分割して推計される。ストックの内容は、『国民経済計算年報』において第2部ストック編で幅広く扱われており、こうした一連の推計方法は第10章において取り上げる。

## e. デフレーターと実質値

デフレーター推計の作業は下位デフレターの推計とインプリシット・デフレターの導出の二つの段階に分けて考えることができる。最初にコモ法におけるコモ8桁ベースの商品額を統合したコモ6桁品目レベルに対応する「基本単位デフレーター」と呼ばれる価格指数を作成する。各需要項目をコモ6桁品目レベルに分解して基本単位デフレーターにより名目値を除し、第二段階としてそれらを需要項目毎に積み上げて実質国内総生産（支出側）を作成する。GDPデフレーターは名目GDPを実質GDPで除することによってインプリシットに求められる。

実質国内総生産（生産側）は経済活動別に産出額と中間投入額をそれぞれ別々にデフレートして、最終的に付加価値の実質額を求めるダブルデフレーション方式によって求められる。『国民経済計算年報』では実質値の表章項目に合わせてデフレーターも表章されている。デフレターの推計は第7章で取り上げる。

## 2. QE 推計の体系

国民経済の活動状況を多面的・総合的に表わす指標として作成されている『国民経済計算』は、その作成にあたって経済実体を正確に反映するという「正確性」を要請されるとともに、景気判断の基礎として「速報性」も要請されている。

このような観点から、『国民経済計算』、とりわけ国内における経済活動の結果生み出される付加価値の総計であるGDP（国内総生産（支出側））や民間最終消費支出などの支出系列においては、公表時期を出来るだけ早めるために、早期に利用できる基礎統計を用いて推計するとともに、より精度の高い基礎統計の入手に応じて段階的に推計値を改定し、統計の「正確性」を一層高めていくこととしている。これらは、公表時期の早いものから順に、「速報」、「確報」、「基準改定」と呼ばれている。（本章「3. 改定の流れ」を参照）このうち、「速報」（「四半期別GDP速報」）はQE（Quarterly Estimate）と

## 第1章 SNA 推計の体系

呼ばれている。

QE においては、国内総生産（支出側）（GDP）と民間最終消費支出などの支出系列、及び雇用者報酬について四半期毎に作成する。（表1-1参照）。

これらをまず「1次QE」として当該四半期終了後約1カ月と2週間程度で公表している。さらに、当該四半期終了後約2カ月と10日程度で、新たに利用可能となった基礎資料による改定を行い、「2次QE」として公表している。

速報推計では、確報推計などの年次推計と比べ、推計に利用できる基礎資料に制約があるため、経済主体別に把握された需要側統計も用いて推計を行っている。一方、確報推計との親和性を高め、速報から確報への改定幅を小さくする等の観点から、確報推計の基本的な考え方を活かしながら供給側統計を用いた推計も行っており、需要側推計と供給側推計を総合して最終的な推計値を求めている。具体的には、確報推計時に行われるコモ法などにより求めた前年の実績値をベンチマークとして、『家計調査』、『四半期別法人企業統計調査』等の需要側統計や『生産動態統計』、『特定サービス産業動態統計』等の供給側統計の前期比伸び率をもとに延長推計を行い、需要側推計値と供給側推計値を統合した上で、実質化、季節調整を行う手法を採用している。

### 3. 改定の流れ

SNA による GDP 統計は、速報性と正確性とのトレード・オフの関係を考慮して QE 推計・年次推計において定期的な改定を行っている。すでに QE は、前節で取り上げたとおりである。

年次推計は毎年12月以降に前年度、前暦年及び四半期の数値を「確報」として公表している。この際、前々年の確報値も改定し「確々報」としている。

結果として、四半期値は「1次速報」→「2次速報」→「確報」→「確々報」と改定され、年次値は四半期速報の合計である「速報」→「確報」→「確々報」と改定される。

「基準（年）改定」は、平成14年11月に連鎖方式の導入に伴い、3つの概念に分類された。これまで基準年という概念には、①『国勢調査』、『産業連関表』等重要な基礎統計の入手や新たな推計概念の導入を踏まえた名目値のベンチマークとなる年、②実質値・デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年、③デフレーター＝100となる実質値の基準となる年、という3つの意味があった。

現在、①はその年の名目推計値が国民経済計算体系の基準値となるという意味で「体系基準年(benchmark year)」、②は「基準年(base year)」、③は「参照年(reference year)」と整理される。

体系基準年の改定は、SNA 推計の基礎となっている『産業連関表』が5年ごとに公表されるのに合わせて行われる。産業連関表以外でも『国勢調査』や『住宅・土地統計調査』等の確報、確々報時では入手できない統計も利用される。また、同時に固定基準年

方式に伴う参照年の改定も、実質値の推計基礎となる価格の基準年次の切り替えも合わせて行う。

図1-2 平成t年度国民経済計算公表時の改定状況

	t-2年 7-9月	10-12月	t-1年 1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	t年 1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	t+1年 1-3月
四半期											

	t-2年度	t-1年度	t年度
年度			

	t-2暦年	t-1暦年	t-2暦年
暦年			

	新規作成数値（確報値）
	確報値から改定（確々報値）
	t-1年度、確々報値への改定に引続き再改定
無地	変更無し（確定値）（注）

（注）ただし、四半期の季節調整系列に関しては、毎年遡及して改定される。

表1-1 改定の流れ

		速報（QE）		年次推計（確報、確々報）		体系基準年 改定
		1次速報	2次速報	確報	確々報	
四半期値		1ヶ月2週間後頃	2ヶ月10日後頃	翌年 12月上旬以降	翌々年 12月上旬以降	5年毎
年 次 値	暦年値	10 - 12月期速報値公表時		翌年 12月上旬以降	翌々年 12月上旬以降	5年毎
	年度値 （注）	1 - 3月期速報値公表時		翌年度 12月上旬以降	翌々年度 12月上旬以降	5年毎

（注）年度の最終四半期（1 - 3月期）が確報から確々報へ改定される影響により、年度値は確々報の翌年も改定される。